

習志野市電子調達システム運用基準

令和6年4月

目次

1. 総則	1
1. 1 趣旨	
1. 2 用語の定義	
2. 共通事項	3
2. 1 電子入札システムについて	
2. 2 電子入札システムの利用者について	
2. 3 対象入札方式	
2. 4 対象入札案件	
2. 5 入札情報サービスシステムについて	
2. 6 入札参加資格申請システムについて	
2. 7 システムに関する問い合わせについて	
2. 8 システムの運用時間	
3. 電子入札システム	5
3. 1 ICカードの取扱いについて	
3. 1. 1 利用者登録について	
3. 1. 2 利用者登録内容の変更について	
3. 1. 3 ICカードの名義人	
3. 1. 4 ICカード複数枚の登録について	
3. 1. 5 ICカードの更新について	
3. 1. 6 ICカードの失効について	
3. 1. 7 特定建設工事共同企業体におけるICカードの取扱い	
3. 2 対象入札案件の取扱いについて	7
3. 2. 1 競争入札参加資格確認申請書等の提出について	
3. 2. 2 競争入札参加資格確認申請書等の提出後の辞退について	
3. 2. 3 入札参加申込締切日時を変更した場合について	
3. 2. 4 案件が変更された場合について	
3. 2. 5 案件が取り消しされた場合について	
3. 3 競争入札参加資格申請書等の添付書類の取扱いについて	8
3. 3. 1 必要書類の添付について	
3. 3. 2 ファイルの圧縮形式について	
3. 3. 3 郵送又は持参による必要書類の提出について	
3. 3. 4 必要書類の再提出について	
3. 3. 5 ウィルス対策について	

3. 4	指名通知及び入札書の取扱いについて	9
3. 4. 1	指名通知について	
3. 4. 2	入札書の提出について	
3. 4. 3	入札書受付締切予定日時を変更した場合について	
3. 4. 4	入札書提出後の辞退について	
3. 4. 5	入札書未提出の取扱いについて	
3. 5	入札金額内訳書の取扱いについて	10
3. 5. 1	入札金額内訳書の添付について	
3. 5. 2	ファイルの圧縮形式について	
3. 5. 3	郵送又は持参による必要書類の提出について	
3. 5. 4	ウィルス対策について	
3. 6	開札について	11
3. 6. 1	開札方法について	
3. 6. 2	開札時の立会いについて	
3. 6. 3	落札者決定について	
3. 6. 4	くじになった場合の取扱い	
3. 6. 5	再度入札について	
3. 6. 6	不落随意契約	
3. 6. 7	入札保留について	
3. 6. 8	開札の延期について	
3. 6. 9	入札の取止めについて	
3. 6. 10	入札結果の公表について	
3. 7	電子入札案件に紙入札業者として参加する場合	13
3. 7. 1	紙入札業者として参加を認める場合の条件について	
3. 7. 2	紙入札業者として参加する場合の取扱いについて	
3. 7. 3	紙入札業者の提出期限及び提出場所について	
3. 7. 4	紙入札業者の再度入札について	
4.	入札参加資格申請システム	14
4. 1	利用者番号とパスワードの付与	
4. 2	申請者の責任	
4. 2. 1	利用者番号とパスワードの管理	
4. 2. 2	利用者番号及びパスワードの紛失、盗難及び不正使用等	
4. 2. 3	障害等により利用できなくなった場合	
4. 2. 4	住所等に変更があった場合	
4. 3	申請・届出の委任	
4. 4	個人情報の保護	

5. システム障害等の取扱いについて.....	15
5. 1 習志野市のトラブル	
5. 2 電子入札業者のトラブル	
5. 2. 1 入札参加希望業者が I C カードを紛失又は破損した場合	
5. 2. 2 入札参加業者が I C カードを紛失又は破損した場合	
5. 2. 3 プロバイダ障害、回線障害及び認証局障害の場合	
5. 2. 4 停電が起こった場合	
5. 2. 5 機器類（パソコン等）に障害が起こった場合	
5. 2. 6 その他の場合	
6. 不正行為等の取扱いについて.....	17
6. 1 I C カードを不正使用等した場合の取扱いについて	
6. 2 添付された書類にウィルス感染があった場合	
7. 免責事項.....	18
7. 1 習志野市電子調達システムの改修、運用の停止等	
7. 2 習志野市電子調達システム運用基準の変更	

関係様式

1. 総則

1. 1 趣旨

この運用基準は、習志野市電子調達システムの適切かつ円滑な運用を図るため、法令、関係規則及び習志野市電子入札約款に定めるもののほか、必要な事項を定めるものであり、習志野市が実施する電子入札に参加する者は、この運用基準を遵守するものとする。

1. 2 用語の定義

(1) 習志野市電子調達システム

習志野市の発注する工事又は製造の請負、測量及び設計等の委託並びに物品の買い入れ等に係る入札を処理するシステムで、電子入札システム、入札情報サービスシステム及び入札参加資格申請システムで構成される。

習志野市電子調達システムは、千葉県及び千葉県内の市町村が共同利用する「ちば電子調達システム」を利用するものとする。

(2) 習志野市電子入札システム

入札案件の登録から参加申請書・入札書の提出や受理並びに落札者決定までの事務（以下「入開札事務」という。）をコンピュータとネットワーク（インターネット等）を利用して処理するシステムをいう。

(3) 入札情報サービスシステム

発注見通し、入札公告及び入札結果等に関する情報をインターネット上に公表するシステムをいう。

(4) 入札参加資格申請システム

入札参加希望業者が入札に参加するため、入札参加資格者名簿へコンピュータとネットワーク（インターネット等）を利用して登録申請を行うシステムをいう。

(5) 入札参加資格者名簿

習志野市入札参加資格者名簿をいう。

(6) 電子入札

電子入札システムにより処理する入開札事務をいう。

(7) 紙入札

紙に記載した競争入札参加資格確認申請書、入札書及び見積書等を使用して行う入開札事務をいう。

(8) 電子入札業者

この運用基準において、電子入札に参加する入札参加者をいう。

(9) 紙入札業者

紙に記載した競争入札参加資格確認申請書、入札書及び見積書等を使用して行う入札参加者をいう。

(10) ICカード

コアシステム対応認証局が発行した電子的な証明書を格納しているカードをいい、インターネット等を利用した電子文書のやり取りで、成りすましや改ざんを防止するために使用される。

(11) 電子くじ

落札者を決定するために電子入札システムに備えられた「くじ引き」の仕組みをいい、電子くじの公平性を保つため電子入札業者が入力した任意の数字(くじ入力番号)と処理時刻を用いた演算式により、コンピュータで落札者を決定するシステムをいう。

2. 共通事項

2. 1 電子入札システムについて

電子入札システムとは、入札手続及びこれに関連する情報公表等について、インターネット技術を利用して行うことにより、入札事務における透明性の向上とコストの縮減を図るものである。

また、このシステムは、従来「紙」により行われてきた各業務を電子化することにより、入札・契約事務の簡素化・合理化を図るものである。

このシステムは、習志野市が案件登録、入札参加資格申請、入札書等の受付確認及び通知、開札執行、開札結果の通知等を行う「発注者機能」、電子入札業者が入札書提出などを行う「受注者機能」、電子データの授受、非改ざん等を保証する「電子認証機能」等から構成される。

2. 2 電子入札システムの利用者について

電子入札システムを利用する者は、ちば電子調達システムを利用できる認証局（以下「コアシステム対応認証局」という。）が発行した電子証明書を格納したＩＣカード（以下「ＩＣカード」という。）を取得し、入札参加資格者名簿に登録された者とする。

2. 3 対象入札方式

電子入札の対象とする入札方式は、原則次のとおりとする。

- ①一般競争入札方式
- ②指名競争入札方式

2. 4 対象入札案件

この基準は、あらかじめ習志野市が電子入札で実施することを指定又は公表した習志野市の発注する工事又は製造の請負、測量及び設計等の委託並びに物品の買入れ等に係る入札案件に適用する。

電子入札で実施する入札案件においては、原則として全ての入札参加者が電子入札システムにより電子入札を行うものとする。

2. 5 入札情報サービスシステムについて

入札情報サービスシステム導入の目的は、入札参加業者及び市民に情報を広く公表することで、電子入札の透明性の向上を図るものである。

2. 6 入札参加資格申請システムについて

入札参加資格申請システム導入の目的は、申請者の書類作成及び来庁等の負担軽減を図るものである。

2. 7 システムに関する問い合わせについて

電子調達システムの利用者は、習志野市電子調達システムに関する問い合わせを行う場合、「ちば電子調達システム」サポートデスクへ行うものとする。

「ちば電子調達システム」サポートデスクの受付時間は、県の休日（千葉県の日に関する条例を参照）を除く 9：00～17：00 とする。なお、17：00以降の受付は、電子メールとし、回答は翌日以降に行うものとする。

2. 8 システムの運用時間

電子入札システム、入札情報サービスシステム及び入札参加資格申請システムの運用時間は、原則として次の表のとおりとする。

対象者	電子入札システム	入札情報サービスシステム	入札参加資格申請システム
習志野市・ 入札参加者	8：00～24：00	0：00～24：00	8：00～24：00
	(県の休日も含む)		

ただし、上記時間であっても、システムメンテナンス等によりシステムを停止する場合がある。

その場合、ちば電子調達システムポータルサイトにおいて公表するため、入札参加者は最新の情報に留意しなければならない。

3. 電子入札システム

3. 1 ICカードの取扱いについて

3. 1. 1 利用者登録について

電子入札業者は、初めて電子入札システムを利用する場合及び新しくICカードを取得した場合に電子入札システムの利用者登録を行うものとする。

利用者登録は、入札参加資格者名簿とICカードの情報が一致していなければならない。

3. 1. 2 利用者登録内容の変更について

電子入札業者は、電子入札利用者登録事項に変更が生じた場合、速やかに登録内容の変更を行うものとする。

企業情報

- ①電話番号
- ②FAX番号
- ③部署名

代表窓口情報、ICカード利用部署情報

- ①連絡先名称（部署名等）
- ②連絡先郵便番号
- ③連絡先住所
- ④連絡先氏名
- ⑤連絡先電話番号
- ⑥連絡先FAX番号
- ⑦連絡先メールアドレス

3. 1. 3 ICカードの名義人

ICカードの名義人（商号又は名称、所在又は住所を含む。以下同じ。）は、習志野市入札参加資格者名簿に申請した代表者又は代理人（年間委任状における入札に関する権限の受任者とする。以下同じ。）とする。ただし、代理人は代表者のICカードを利用できる。

なお、名義人の変更等の事由が発生した場合、必要に応じて再取得等の手続きを行うものとする。

3. 1. 4 ICカード複数枚の登録について

電子入札業者は、ICカードの喪失又は破損等に備えて、予備のICカードを購入し、あらかじめ利用者登録を行うことを推奨する。

3. 1. 5 ICカードの更新について

電子入札業者は、使用しているICカードの有効期限切れが間近の場合、ICカードの更新を行うものとする。また、ICカードの更新は、旧ICカードの有効期限内に限り可能なものとする。

更新のための新規ICカードは、「ICカード企業名称」「ICカード取得者氏名」「ICカード取得者住所（ローマ字表記）」「所属組織の本店所在地」のカード登録内容のすべてが旧ICカードと一致するものとする。

ICカードの更新後、旧ICカードは有効期限内であっても利用不可能となるため注意するものとする。

3. 1. 6 ICカードの失効について

電子入札業者は、以下に示す事象が発生した場合、ICカードが失効となるため、速やかに認証局へICカードの失効申請を行うものとし、必要に応じて再取得の手続きをとるものとする。

- ①紛失・盗難
- ②破損
- ③利用中止
- ④ICカードがロックしたとき（ICカード利用PINの誤入力）
- ⑤名義人となっている代表者を変更した時
- ⑥以下に示す電子証明書情報を変更した時
 - ・ICカード企業名称
 - ・ICカード取得者氏名
 - ・ICカード取得者住所
 - ・所属組織の本店所在地（登記事項証明書記載の本店所在地が変更となった場合のみ）
- ⑦利用者が退職した時

3. 1. 7 特定建設工事共同企業体におけるICカードの取扱い

特定建設工事共同企業体（以下、「特定JV」という。）用に使用できるICカードは特定JVの構成員の代表者（入札参加資格者名簿に登載されている者）又は代理人のICカードとする。

3. 2 対象入札案件の取扱いについて

3. 2. 1 競争入札参加資格確認申請書等の提出について

入札参加希望者は、電子入札案件について競争入札参加資格確認申請書等の提出を電子入札システムで行わなければならない。

入札参加希望者は、上記の申請書等を提出するときは、提出締切日時から相当な期間余裕をもって提出するものとする。

3. 2. 2 競争入札参加資格確認申請書等の提出後の辞退について

入札参加者は、入札参加者の都合により、競争入札参加資格確認申請書の提出後、入札書の提出前に入札を辞退する場合は、入札書受付締切予定日時までに電子入札システムにより辞退の理由を明記した辞退届を提出するものとする。

3. 2. 3 入札参加申込締切日時を変更した場合について

習志野市の都合により、入札参加申込締切日時を変更した場合、入札参加申込みをした者に対し電話等により連絡するとともに、習志野市ホームページにおいて速やかに公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

3. 2. 4 案件が変更された場合について

習志野市の都合により調達案件情報を修正した場合、入札参加申込みをした者に対し電話等により連絡するとともに、習志野市ホームページにおいて速やかに公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

3. 2. 5 案件が取り消しされた場合について

習志野市の都合により、入札参加申込締切日時前、入札書受付締切日時前及び開札前に調達案件を取り消した場合、既に提出済みの競争入札参加資格確認申請書、入札書等は無効とする。

この場合、電子入札システムにより中止通知書を発行し、同時に習志野市ホームページにおいて速やかに公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

3. 3 競争入札参加資格確認申請書等の添付書類の取扱いについて

3. 3. 1 必要書類の添付について

競争入札参加資格確認申請書等の必要書類、入札金額（工事費）内訳書等は、電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルを添付するものとし、この場合のファイル容量は3MB以内とする。

なお、添付するファイルのサイズが合計3MBを越える場合、又は別途指定がある場合は、郵送又は持参によって提出しなければならない。

添付する書類の作成ツールは次のとおりとする。

No.	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	Microsoft Word	Word2010 形式以下での保存
2	Microsoft Excel	Excel2010 形式以下での保存
3	PDF ファイル	Acrobat10 以下で作成したもの
4	テキストファイル	—
5	画像ファイル	JPEG 及び GIF 形式

注：ファイル名に半角の「&」、「、」は利用できませんので注意してください。

3. 3. 2 ファイルの圧縮形式について

ファイル圧縮形式は、zip又はlzh形式に限定し、自己解凍形式（exe形式）は無効とする。

3. 3. 3 郵送又は持参による必要書類の提出について

必要書類を郵送又は持参する場合は、電子入札システムの競争入札参加資格確認申請書受付票を印刷したものを添付し、特に郵送に当たっては、封筒の表に件名及び入札日を朱書きして配達記録が残る書留郵便等を利用するものとする。

また、必要書類の提出は、特に指定がある場合を除き、電子入札システムの提出期限と同一とする。

3. 3. 4 必要書類の再提出について

競争入札参加資格確認申請書等に添付した書類に誤り等があり、習志野市から受付票が発行されない時は、参加申込締切日時までに電話で再提出の申し入れを行い、承認を得たものに限り必要書類の再提出ができるものとする。

ただし、入札金額（工事費）内訳書の再提出については、これを認めない。

3. 3. 5 ウィルス対策について

入札参加者は、ウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用し、書類を作成、添付する際に、必ずウィルス感染のチェックを行うものとする。

習志野市は、添付された書類にウィルス感染があった場合、速やかに当該書類を添付した者に連絡し警告するとともに、対応（書類の提出方法等）について協議するものとする。

3. 4 指名通知及び入札書の取扱いについて

3. 4. 1 指名通知について

指名競争入札に係る指名通知は、電子入札システムを利用して行うものとする。

3. 4. 2 入札書の提出について

入札参加者は、電子入札案件について、電子入札システムを利用して入札書の提出を行わなければならない。

入札書の提出期限は、あらかじめ習志野市が設定した入札書受付締切予定日時をもって、電子入札システムにより締切るものとする。

以降習志野市は、いかなる場合においても、入札書を受付けないものとする。

入札書受付締切予定日は、入札書受付開始予定日の翌日以降とし、開札予定日は、入札書受付締切日予定日の翌日を標準とする。ただし、入札書受付締切予定日時の翌日が休日（土日祝日及び年末年始を含む。）の場合、休日の次の平日とする。

入札参加者は、入札書受付締切予定日時（締切日時直前）から可能な限り時間的余裕を持って、入札書を提出するものとする。

3. 4. 3 入札書受付締切予定日時を変更した場合について

習志野市の都合により入札書受付締切予定日時を変更する場合、電子入札システムにより入札参加者に対し、変更通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムにより速やかにこれを確認するものとする。

3. 4. 4 入札書提出後の辞退について

入札参加者は、入札参加者の都合により、入札書の提出後に入札を辞退する場合、入札書受付締切予定日時までに、辞退の理由を明記した辞退届を電子入札システムにより提出するものとする。

また、入札書受付締切予定日時以降、開札予定日時までに入札を辞退する場合は、電話等で入札を辞退する旨を連絡し、その後、辞退の理由を明記した辞退届を提出するものとする。

3. 4. 5 入札書未提出の取扱いについて

入札参加者が、入札書受付締切予定日時までに、入札書の提出を行わず、かつ開札予定日時までに辞退届の提出を行わなかった場合、「未入札」として取り扱うものとする。

3. 5 入札金額内訳書の取扱いについて

3. 5. 1 入札金額内訳書の添付について

入札参加者は、入札公告又は通知書の規定により入札金額内訳書を添付する案件については、電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルで添付するものとし、そのファイル容量は3MB以内とする。

添付する書類の作成ツールは次のとおりとする。

No.	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	Microsoft Word	Word2010 形式以下での保存
2	Microsoft Excel	Excel2010 形式以下での保存
3	PDF ファイル	Acrobat10 以下で作成したもの
4	テキストファイル	—
5	画像ファイル	JPEG 及び GIF 形式

注：ファイル名に半角の「&」、「、」は利用できませんので注意してください。

3. 5. 2 ファイルの圧縮形式について

ファイル圧縮形式は、zip又はlzh形式に限定し、自己解凍形式（exe形式）は無効とする。

3. 5. 3 郵送又は持参による必要書類の提出について

必要書類を郵送又は持参する場合は、電子入札システムの競争入札参加申込書提出完了確認画面、入札書提出確認画面を印刷したものを添付し、特に郵送に当たっては、封筒の表に件名及び入札日を朱書きして配達記録が残る書留郵便等を利用するものとする。

また、必要書類の提出は、特に指定がある場合を除き、電子入札システムの提出期限と同一とする。

3. 5. 4 ウィルス対策について

入札参加者は、ウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用し、書類を作成、添付する際に、必ずウィルス感染のチェックを行うものとする。

習志野市は、添付された書類にウィルス感染があった場合、速やかに当該書類を添付した者に連絡し警告するとともに、対応（書類の提出方法等）について協議するものとする。

3. 6 開札について

3. 6. 1 開札方法について

習志野市は、事前に設定した開札予定日時後に、速やかに開札を行うものとする。

ただし、紙入札業者がいる場合は、入札執行者の開札宣言後、紙媒体の入札書を開封し、その内容を電子入札システムに登録後、電子入札書を一括開封する。

3. 6. 2 開札時の立会いについて

開札の執行にあたり、当該入札の入札者は、開札に立ち会うことができる。

3. 6. 3 落札者決定について

習志野市は、落札者が決定した場合、入札参加者全員に電子入札システムにより落札者決定通知書を発行する。

入札参加者は、電子入札システムより速やかに落札者決定通知書の内容を確認するものとする。

3. 6. 4 くじになった場合の取扱い

習志野市は、落札者となるべき同価格の入札参加者が2者以上あり、くじによる落札者の決定を行うこととなった場合、直ちに電子入札システムにおいて電子くじを実施し、落札者を決定するものとする。

入札参加者は、電子入札システムより速やかに落札者決定通知書の内容を確認するものとする。

紙入札業者については、入札書に記載した「くじ番号」を入札執行者が入力するものとする。

ただし、入札書にくじ番号の記載がない場合は、電子入札システムのくじ番号自動生成機能により生成した番号をくじ番号とする。

3. 6. 5 再度入札について

習志野市は、再度入札が必要な場合、入札参加者のうち再度入札対象者に対し、電子入札システムにより、再入札通知書を発行するものとする。

再度入札対象者は、電子入札システムより速やかに再入札通知書の内容を確認するものとする。

再入札書の提出期限は、原則として初回開札日の翌日とする。

ただし、習志野市が「すべての再入札書等の提出が確認できれば直ちに開札する」旨を再入札通知書に明記してある場合、すべての再入札書等の提出を確認後、直ちに開札するものとする。

3. 6. 6 不落随意契約

習志野市は不落随意契約（落札者がいない場合に行なう随意契約（以下「不落随契」という。））に移行する場合、見積依頼対象者に不落随契参加意思の有無を確認し、不落随契参加意思があるときは協議を行う。

3. 6. 7 入札保留について

習志野市は、入札を保留する場合、電子入札システムにより、入札参加者全員に保留通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムより速やかに保留通知書の内容を確認するものとする。

3. 6. 8 開札の延期について

習志野市は、開札を延期する場合、電子入札システムにより、入札参加者全員に日時変更通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムより速やかに日時変更通知書の内容を確認するものとする。

3. 6. 9 入札の取止めについて

習志野市は、入札不調等により入札を取止める場合、電子入札システムにより、入札参加者全員に取止め通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムより速やかに取止め通知書の内容を確認するものとする。

3. 6. 10 入札結果の公表について

習志野市は、開札を行った場合、入札結果を電子入札システムにおいて速やかに公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

また、習志野市は入札情報サービスシステムにより速やかに入札結果を参照できるようにするものとする。

3. 7 電子入札案件に紙入札業者として参加する場合

3. 7. 1 紙入札業者として参加を認める場合の条件について

習志野市は、次の事由に該当する場合に限り、紙入札業者による入札参加を認めるものとする。

- ① 電子入札導入のため、ICカード発行の申請中の場合
- ② ICカードの記載事項（名義人等）の変更により電子入札システムが利用できない場合
- ③ ICカードの失効及び破損等でICカードが使用できなくなり、ICカード再発行の申請中の場合
- ④ パソコン、インターネット環境等のシステム障害及びやむを得ないと認められる事由により、入札締切日日時までに入札書が提出できない場合
- ⑤ その他、習志野市がやむを得ないと認めた場合

3. 7. 2 紙入札業者として参加する場合の取扱いについて

入札参加者は、紙入札業者として入札に参加する場合、入札参加申込締切日時まで「紙入札参加申請書」（様式1）及び上記3. 7. 1の①から⑤に該当する事実を証する書類等を添え、入札執行課へ持参し提出するものとする。

また、電子入札業者として入札に参加したのち、前項②、③及び④の理由により、電子入札システムを利用できない場合、入札書受付締切予定日時までに「紙入札参加申請書」を入札執行課へ持参し提出するものとする。

ただし、紙入札業者として入札参加申込をした後、電子入札業者への変更は認めないものとする。

3. 7. 3 紙入札業者の提出期限及び提出場所について

紙入札業者として入札に参加する場合の競争入札参加資格確認申請書及び入札書等の提出期限、提出場所及び方法は、別途適宜の方法により通知する。

3. 7. 4 紙入札業者の再度入札について

習志野市は、再度入札となった場合、3. 6. 5の規定により再度入札を実施するため、紙入札業者は、入札受付締切予定日時までに入札書を入札執行課へ提出するものとする。

4. 入札参加資格申請システム

4. 1 利用者番号とパスワードの付与

利用者番号とパスワードの付与については、別に定めるものとする。

4. 2 申請者の責任

4. 2. 1 利用者番号とパスワードの管理

申請者は、入札参加資格申請システムの利用の際に、利用者番号及び本人が登録したパスワードについて自己の責任において厳重に管理し、パスワードについては定期的な変更により第三者への漏洩防止に努めることとする。

また、習志野市は、申請・届出等について、厳重に管理された利用者番号及びパスワードを用いて、本人あるいは代理人により行われたものとして処理する。

4. 2. 2 利用者番号及びパスワードの紛失、盗難及び不正使用等

申請者は、利用者番号及びパスワードの紛失、盗難及び不正使用等が判明した場合は、速やかに習志野市に通知する義務を負い、その指示に従うものとする。

4. 2. 3 障害等により利用できなくなった場合

申請者は、入札参加資格申請システムが障害等により利用できなくなった場合は、速やかに習志野市に連絡する義務を負い、その指示に従うものとする。

4. 2. 4 住所等に変更があった場合

申請者は、住所又は所在地、氏名、商号又は名称及びEメールアドレス等に変更があった場合は、速やかに習志野市が定める所定の変更手続きを行うものとする。

4. 3 申請・届出等の委任

4. 3. 1 申請・届出等の第三者への委任

申請者が、習志野市に対する申請・届出等を第三者に委任する場合、当該委任を受けて申請・届出等を行う者は、当該手続きに関する全権を委任されたものとする。

4. 3. 2 申請・届出等の委任による損害

委任に係る申請者若しくは他の第三者が被った損害については、習志野市は一切の責任を負わないものとする。

4. 4 個人情報の保護

申請者の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令に基づいた取り扱いを行い、個人情報の保護に努めるものとする。

また、申請者は、入札参加資格申請システムにおいて、他人のプライバシーの侵害をする行為をしてはならない。

5. システム障害等の取扱いについて

5. 1 習志野市のトラブル

習志野市は、習志野市電子調達システム用サーバー及びネットワークなどに障害が発生し、入札業務が処理できないことが判明した場合、その原因、復旧見込み等を調査検討し、入札業務の延期、紙入札への移行など運用の変更を行うものとする。

この場合、習志野市は、状況に応じて習志野市ホームページ、電子メール及び電話等の手段により入札参加者（入札参加希望者を含む）に連絡、公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

5. 2 電子入札業者のトラブル

5. 2. 1 入札参加希望業者がICカードを紛失又は破損した場合

入札参加希望業者は、入札参加申請前にICカードを紛失又は破損した場合、速やかに認証局に電話連絡を行い、認証局の指示に従いICカードを無効とする申請及び再発行の手続きを行うものとし、ICカード再発行後、新たに利用者登録を行うものとする。

ICカードの再発行が間に合った場合又は予備のICカードが準備できている場合は、再発行後のICカード又は予備のICカードにより電子入札システムに参加するものとし、ICカードの再発行が間に合わなかった場合又は予備のICカードを準備できない時は、速やかに3.7の規定により紙入札業者として入札に参加する手続きを行うものとする。

5. 2. 2 入札参加業者がICカードを紛失又は破損した場合

入札参加者は、入札参加途中にICカードを紛失又は破損した場合、予備のICカードが準備できている場合は、代替のICカードにより現在参加中の電子入札案件に対して処理を継続して行うものとし、予備のICカードが準備できない時は、速やかに3.7の規定により紙入札業者として入札に参加する手続きを行うものとする。

また、入札参加者は、速やかに認証局に電話連絡を行い、認証局の指示に従いICカードを無効とする申請及び再発行の手続きを行うものとし、ICカード再発行後、新たに利用者登録を行うものとする。

5. 2. 3 プロバイダ障害、回線障害及び認証局障害の場合

入札参加者は、プロバイダ障害、回線障害及び認証局障害の場合、インターネット接続業者又は認証局等に電話連絡を行い、障害の状況を調査し、長時間復旧の見込みがたたない時は、速やかに3.7の規定により電子入札業者から紙入札業者への移行手続きを行うものとする。

また、入札参加希望者は電子入札参加前に、インターネット接続業者又は認証局等のホームページにアクセスし、サービスの運用状況等の確認を行うものとする。

5. 2. 4 停電が起こった場合

入札参加者は、天災、電力会社の原因による広域的・地域的な停電が発生した場合、テレビ・ラジオ等のメディア情報により、復旧の状況を調査し、長時間復旧の見込みがたたない時は、速やかに3. 7の規定により電子入札業者から紙入札業者への移行手続きを行うものとする。

5. 2. 5 機器類（パソコン等）に障害が起こった場合

入札参加者は、機器類（パソコン等）に障害が起こった場合、購入した販売店又はメーカー等に電話等で連絡を行い、障害の状況を調査し、長時間復旧の見込みがたたない時は、速やかに3. 7の規定により電子入札業者から紙入札業者への移行手続きを行うものとする。

5. 2. 6 その他の場合

入札参加者は、上記以外の事象により電子入札システムに参加できなくなった場合、又は、電子入札に関する質問等がある場合は、ちば電子調達システムポータルサイトに掲載されたFAQ（よくある質問事例集）を参照し、該当事例がある場合は、その対応方法に従い、対応するものとする。

また、上記により対応できない場合は、習志野市に連絡を行い、その指示に従い対応するものとする。

6. 不正行為等の取扱いについて

6. 1 ICカードを不正使用等した場合の取扱いについて

習志野市は、入札参加者が次に掲げる場合その他ICカードを不正に使用等した場合には、当該入札参加者の指名を取り消す等、当該入札への参加を認めないことができるものとする。

落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わないことができるものとする。

また、契約締結後に不正使用等が判明した場合には、事業の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとする。

不正に使用等した場合の例示

- ① 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合
- ② 代表者又は利用者に関する情報が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者又は利用者のICカードを使用して入札に参加した場合
- ③ 同一案件に対して、故意に複数のICカードを使用して複数の参加申請書や入札書を提出して入札に参加した場合

6. 2 添付された書類にウィルス感染があった場合

3. 3. 5又は3. 5. 4の規定により、習志野市が警告したにも関わらず有効な処置を講じず、再度ウィルスに感染した書類を添付した者については、指名停止等の措置を行うものとする。

7. 免責事項

7. 1 習志野市電子調達システムの改修、運用の停止等

習志野市は、必要があると認めるときは、習志野市電子調達システムの改修、運用の停止、中止、中断を予告なく行うことができるものとする。この場合において発生した利用者の損害について、習志野市は一切の責任を負わないものとする。

7. 2 習志野市電子調達システム運用基準の変更

習志野市は、利用者への事前の通知を行うことなく習志野市電子調達システム運用基準（以下「運用基準」という。）を変更できるものとする。利用者は、利用の都度、運用基準を確認することとし、運用基準変更後に習志野市電子調達システムを利用した場合は、変更後の運用基準に同意したものとみなす。

附 則

この運用基準は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、令和6年4月1日から施行する。

紙入札参加申請書

年 月 日

習志野市長 宛て

所在又は住所 _____

商号又は名称 _____

代表者氏名 _____ 印

下記の案件について、電子入札に参加できないため習志野市電子入札運用基準により、紙入札による参加を申請します。

入札案件名 _____

電子入札に参加できない理由（□にチェックしてください。）

- ICカード取得申請中のため
 新規取得 記載事項変更のため再取得 失効・破損による再取得

- 機器又は電子通信回線の障害が発生したため
(障害の内容)

.....
.....
.....

- その他の理由
(具体的に記入してください。)

.....
.....
.....

※ いずれの理由においても、その事実を証明する書類等を添付してください。